

#### 4. 鋼船規則検査要領 B 編における改正点の解説 (第 1 種プロペラ軸及び船尾管軸の検査時期関連)

##### 1. はじめに

1999 年 12 月 27 日付達第 54 号(外国籍船舶)並びに 2000 年 3 月 21 日付達第 5 号(日本籍船舶)により、鋼船規則検査要領 B 編の第 1 種プロペラ軸及び船尾管軸の検査時期に関する規定が追加された。以下、改正された規定について解説する。

##### 2. 改正の背景

第 1 種プロペラ軸及び第 1 種船尾管軸(以下、「第 1 種軸」という)の開放検査は、登録検査又は前回の開放検査を完了した日から 5 年を超えない時期に行うよう規定されており、第 1B 種軸及び 1C 種軸(鋼船規則 A 編 2.1.25 及び 2.1.27 に定義されるもの)の開放検査については、鋼船規則 B 編 8 章に規定される当該軸に対する部分検査を行うことを条件として同部検査を完了した日からそれぞれ 3 年又は 5 年を超えない時期とすることができる。一方、船舶の定期検査は 4 回目の年次検査の時期(4 年)に開始し、船級証書の有効期間が満了する日(5 年)までに完了するいわゆる Commence-Complete 方式が採用されており、船底検査は定期検査の時期及び 3 年毎に行うことになっている。

このように各検査の検査間隔が様々であることから、第 1 種軸の開放検査を船底検査と同時期に行うことができない場合が考えられ、不合理な状況となっている。このため、従来の A 種延長検査に相当する臨時検査を行い結果が良好と認められた場合には、第 1 種軸の開放検査の時期を延期できることとし、可能な限り、第 1 種軸の開放検査の時期を船底検査の時期に合わせられるよう改正した。

##### 3. 改正の内容

###### 3.1 鋼船規則検査要領 B 編 B1 通則

###### B1.1.3 定期的検査及び機関計画検査の実施時期

-3.として、鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(6)(a)に規定される第 1 種プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査の時期は、船底検査の時期に一致させることを目的とする場合には延期を認めることがある旨規定した。この場合、従来(1997 年 6 月 30 日の鋼船規則 B 編の改正前)の A 種延長検査に相当する次の項目の臨時検査を行い良好と認められることを条件とした。なお、延期の範囲についても、従来(1997 年 6 月 30 日の鋼船規則 B 編の改正前)の実績を超えない範囲として、第 1A 種軸にあつては 6 ヶ月、第 1B 種及び第 1C 種軸にあつては 12 ヶ月を超えない範囲とした。

- (1) プロペラ軸の機関室内部に露出した部分の外観検査
- (2) 船尾管軸受後端の軸受部とプロペラ軸及び船尾管軸との隙間又は軸降下量の記録調査
- (3) 船尾管シール装置の現状について異常のないことを記録等にて確認
- (4) ねじり振動の危険回転数が回避されていることの確認
- (5) 規則 B 編 8.1.1, 表 8.1 中, 8, 9 及び 10 に規定する検査

また、前述した臨時検査及び鋼船規則 B 編 8 章に規定される部分検査により、第 1 種プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査の実施時期を延期することができるが、その際、第 1A 種、第 1B 種及び第 1C 種軸それぞれの開放検査の最大間隔を -4.0 として以下の通り明確化した。

- (1) 第 1A 種軸にあつては 5 年 6 ヶ月
- (2) 第 1B 種軸にあつては 8 年
- (3) 第 1C 種軸にあつては 10 年

#### 5. 鋼船規則 C 編, CS 編 及び L 編並びに同検査要領 C 編及び CS 編における 改正点の解説(丸窓及び角窓関連)

##### 1. はじめに

平成 11 年 12 月 27 日付規則第 59 号(外国籍船用)により鋼船規則 C 編, CS 編及び L 編の一部改正並びに同日付達 54 号により鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編の一部改正が行われ、船舶で用いる丸窓に関する一般規定の改正及び角窓の規定の新設が行われた。本改正は、平成 12 年 7 月 1 日付にて施行される。以下、改正及び新設された内容について解説する。

##### 2. 改正の背景

船舶で用いる丸窓の規則については従来 JIS と整合性を図りながら制定してきたが JIS の改正(国際整合化)に伴い、本会の規則も国際規格である ISO 規格と整合性を図る必要が指摘されていた。そこで現行規則の丸窓に関する規定を全面的に見直すとともに新たに角窓についても ISO 規格を取入れ、鋼船規則 C 編 23 章, CS 編 21 章及び L 編 7 章を改正し、L 編 8 章を新設した。